

熊本県告示第 428 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 16 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 千歳睦男
 - (2) 住所 熊本市尾ノ上一丁目 14 番 20 - 304 号
- 2 契約の期間の始期
平成 16 年 4 月 1 日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告提出後の精算払

公 告

熊本県公告第 373 号

菊池市ほか 5 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
菊池市	平成 14 年度から 平成 15 年度まで	大字隈府の一部	地籍図	平成 16 年 3 月 31 日
宇土市	平成 14 年度から 平成 15 年度まで	浦田町の全部、新町一丁目・栄町・北段原町の各一部		
三角町	平成 14 年度から 平成 15 年度まで	大字中村・郡浦の各一部		
菊鹿町	平成 13 年度から 平成 15 年度まで	大字上内田・長の各一部		
相良村	平成 13 年度から 平成 15 年度まで	大字柳瀬の一部		
あさぎり町	平成 14 年度から 平成 15 年度まで	須恵の一部		
菊池市	平成 14 年度から 平成 15 年度まで	大字四町分・原の各一部		
宇土市	平成 14 年度から 平成 15 年度まで	赤瀬町の一部		
相良村	平成 13 年度から 平成 15 年度まで	大字川辺の一部		

熊本県公告第 374 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇郡一の宮町大字宮地字高田 538 番 1、同 539 番 1 及び 539 番 2
15,202.91 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

阿蘇郡一の宮町大字宮地 504 番 1
一の宮町

熊本県公告第 375 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 16 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野 3009 番 1
449.85 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡泗水町大字豊水 3126 番地 1
有限会社剣舞双

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 3 号

熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の（1）の文化財を熊本県指定重要文化財に指定し、同条例第 27 条第 1 項の規定により（2）の文化財を熊本県指定重要無形民俗文化財に指定する。

平成 16 年 4 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

（1）

種 別	文化財の名称	員数	所 在 地	所 有 者
重要文化財 (建造物)	来光寺の五輪塔	2 基	熊本県玉名郡南関町 大字豊永 4324 番地	来光寺組 代表 立嶋眞隅 熊本県玉名郡南関町大字豊永 4053 番地

（2）

種 別	文化財の名称	伝 承 地	保 存 団 体
重要無形民 俗文化財	梅林天満宮流鏝馬	熊本県玉名市梅林地区	梅林天満宮流鏝馬保存会 会長 高田友一 熊本県玉名市下 1631 番地

熊本県教育委員会告示第 4 号

熊本県文化財保護条例（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）第 5 条第 1 項の規定により、次の熊本県指定重要文化財の指定を解除する。

平成 16 年 4 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

種 別	文化財の名称	員数	所 在 地	所 有 者
重要文化財 (建造物)	御船川眼鏡橋	1 基	熊本県上益城郡御船 町大字御船	御船町